令和２年３月農業委員会総会議事録

令和2年3月26日午後3時00分、令和2年3月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館3階防災会議室に招集する。

出席委員 25名

1番　岩谷　裕子　委員	3番　三上　幸雄　委員	4番　佐藤　耕一　委員
5番　白濱　不二男　委員	6番　成田　繁則　委員	7番　小林　政貴　委員
8番　三上　悦治　委員	9番　平井　秀樹　委員	10番　進藤　司　委員
11番　石岡　千鶴子　委員	12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員
14番　小田桐　明　委員	15番　奥元　勝義　委員	16番　髙橋　貴志　委員
17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員
20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員
23番　前田　優考　委員	24番　町田　高司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員
26番　山内　知人　委員		

欠席委員　1名

2番　成田　忠光　委員

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	佐藤　早織		

議　事

議案第18号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第19号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第20号	農用地利用集積計画の決定について
議案第21号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第22号	農地・非農地の判断について
議案第23号	別段面積の設定の必要性について
報告第 8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 9号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 2 年 3 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番成田忠光委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。19 番伊藤公正委員、20 番兜森弘義委員、21 番小嶋勇成委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　　議案第 18 号を議題といたします。議案第 18 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 18 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 25,119 ㎡、畑 20 件 74,725. ㎡、合計 24 件 99,844 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 10 件 40,983 ㎡、畑 24 件 132,023 ㎡、合計 34 件 173,006 ㎡ であります。さらに、第 3 条第 3 項関係が、畑 1 件 13,147 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　本日の、総会に提案されている議案について、去る 3 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、平井秀樹委員、小田桐明委員、髙橋貴志委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 8 件と社会福祉法人の農地取得についての事情聴取を行いました。5 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 163 番について申し上げます。譲受人は、実家がりんご農家で、4 年ほど前から農作業の手伝いをしておりました。今後は専業農家として独立したいという思いがあり、今回、自分の農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも農作業に従事しており、今後も両親の指導の下、りんごを作付していくということから、技術力等、特に問題はないと判断しました。なお、取得後の経営面積については、本申請のほか、黒石市の農地の取得が確実であり、下限面積を超えることから、許可要件を満たしております。次に、所有権関係、受付番号 165 番と 14 ページ、使用収益権関係、240 番について申し上げま

調査委員長	す。譲受人は、実家がりんご農家で、これまでも 10 年以上農作業に従事しており、今回、自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 169 番と 17 ページ、使用収益権関係、249 番について申し上げます。譲受人は、これまでも知人のぶどう畑で農作業に従事しており、今回、自分の農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。ぶどうについては一連の農作業経験があり、また、ブルーベリーについても、今後も知人の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 173 番について申し上げます。譲受人は、栗を栽培するため本申請に至り、将来は若者の新規就農をサポートする法人を立ち上げたいと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は農協の指導の下、農業に従事していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。12 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 179 番と 19 ページ、使用収益権関係、255 番および 256 番について申し上げます。譲受人は、これまでも祖母のりんご園で農作業に従事し、また、現在勤めている会社でも農作業に従事しており、今回、自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。農機具等も備わっており、今後も祖母の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 244 番について申し上げます。借受人は、これまで親戚のりんご園で農作業に従事しており、今後は専業農家として独立したいという思いがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。20 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 258 番および 259 番について申し上げます。借受人は、実家がりんご農家で、これまでも農作業に従事しており、今回、自分の農地を取得する見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も親の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 260 番について申し上げます。借受人は、社会福祉法人であり、農地法施行令第 2 条第 1 号ハの「業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するか聞き取りしたところ、法人が運営する障がい者施設の利用者に生産活動の場を提供することで、やりがいや充実感を持ってもらうなどの社会福祉事業を行うため、農地を借受するものであるとのことです。これまでも大豆の栽培から、味噌の製造、販売をした経験があり、周辺農地に影響を及ぼす恐れもないことから、特に問題はないと判断しました。27 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番について申し上げます。本申請は、農地法第 3 条第 3 項に基づく、一般法人の新規参入に関する申請であります。申請地は、借受人である法人の代表取締役が所有する農地であり、社員にもりんご栽培の経験がある者が複数おります。申請地での農作業経験もあることから、特に問題はないと判断しました。なお、申請内容について市に意見を求めた結果、農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から問題がないと認められるため、意見等は無いという回答があったことを報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）

議　　長	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 22 ページ、受付番号 261 番及び 23 ページ 262 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	受付番号 261 番および 262 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 18 号のうち、受付番号 261 番および 262 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。 （前田優考委員着席）
議　　長	それでは、議案第 18 号のうち、受付番号 261 番および 262 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 18 号のうち、受付番号 261 番および 262 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 18 号のうち、受付番号 261 番および 262 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 19 号を議題といたします。議案第 19 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 19 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係の、田 1 件 33 ㎡、畑 2 件 1,872 ㎡の合計 3 件 1,905 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。31 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分がいずれも第 2 種農地で、非農地や第 3 種農地に代替地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、34 番及び 36 番は第 1 種農地の例外許可事由であります、「住

調査委員長　宅その他周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であること、また、35 番は「既存施設の 1/2 以内の拡張」であることから、代替性の検討を要さずに転用許可基準を満たすものであります。またいずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 19 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 19 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 19 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 20 号を議題といたします。議案第 20 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 20 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 53,853 ㎡、畑 12 件 63,722 ㎡、合計 20 件 117,575 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 22,532 ㎡、畑 2 件 14,894 ㎡、合計 6 件 37,426 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。39 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 170 番から、41 ページ受付番号 175 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。43 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 377 番及び 44 ページ受付番号 378 番については、利用権の再設定による農地の貸借であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めるこであると考えられました。以上、報告いたします。

佐藤剛郎委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （佐藤剛郎委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 39 ページ所有権関係、受付番号 170 番から、40 ページ受付番号 172 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 20 号のうち、所有権関係、受付番号 170 番から 172 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 20 号のうち、所有権関係、受付番号 170 番から 172 番については、委員会報告のとおり決定いたします。佐藤剛郎委員の着席をお願いします。 （佐藤剛郎委員着席）
議　　長	それでは、議案第 20 号のうち、所有権関係、受付番号 170 番から 172 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 20 号のうち、所有権関係、受付番号 170 番から 172 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 20 号のうち、所有権関係、受付番号 170 番から 172 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 21 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 31,853 ㎡、畑 8 件 32,657 ㎡、合計 14 件 64,510 ㎡であります。また、使用収益権関係は、畑 1 件 6,687 ㎡であります。今回提出されました 15 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 14 件、賃貸借 1 件が整ったものであります。以上であります。
議　　長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）

前田優考委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 51 ページ所有権関係、受付番号 100 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	所有権関係、受付番号 100 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 100 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。 （前田優考委員着席）
議　　長	それでは、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 100 番を除く要請案について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 100 番を除く要請案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 21 号のうち、所有権関係、受付番号 100 番を除く要請案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 22 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田 4 筆 4,513 ㎡、畑 1 筆 602 ㎡、計 5 筆 5,115 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。55 ページをお開きください。番号 1 番から 5 番の土地は、農地法の運用第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長	現地調査をした委員から補足説明はありませんか。
	（な　し）
議　　長	それでは、議案第 22 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	議案第 22 号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 22 号は番号 1 番から 5 番を「非農地」と判断することに決定いたします。 次に、議案第 23 号を議題といたします。議案第 23 号は、「別段の面積の設定の必要性について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 23 号は、「別段の面積の設定の必要性について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の設定の必要性について、本会の審議を求めるものであります。農地法の下限面積、いわゆる 5 反歩要件については、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が 50 アール未満の別段の面積を定めることができることになっておりますので、その必要性について審議するものであります。なお、詳細につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	58 ページをお開きください。農地法施行規則第 17 条第 1 項に定める基準について申し上げます。2015 年農林業センサスでは、当市全体の 40 アール未満の農家戸数は、全農業戸数の 16.56％で、規則に定める 40％を下回っており、別段面積を設定できる基準に該当しておりません。ただ、地区別に見てみますと堀越地区が 44.0％であることから、堀越地区に 40 アールの別段面積を設定すべきか否かについて検討しました。検討の結果、堀越地区と同様に水稲を主作とする営農形態である豊田・和徳地区が設定できる基準に該当しないため引き下げできないこと、また、仮に堀越地区に限定して 10 アールだけ引き下げることについては、市全体からみても必要性はないものと考えられました。次に、59 ページをお開きください。農地法施行規則第 17 条第 2 項に定める基準について申し上げます。規則によりますと、遊休農地が相当程度存在する場合は、先ほど申し上げた基準を適用せずに別段面積を設定できることから、このことについても検討しました。農林業センサスでは、当市の農地面積に占める耕作放棄地の割合は 7.0％で、青森県の 13.8％を大きく下回っております。また、今年度の利用状況調査の結果によれば、当市の農地台帳面積に占める遊休農地面積の割合は 3.34％となっており、この基準にも該当しないと考えられます。以上のことから、現時点では、別段の面積は設定しないことが妥当であると判断いたしました。以上、報告します。
議　　長	それでは、議案第 23 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	（な　し）
議　　長	議案第 23 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 23 号は、「別段の面積を設定しない」ことに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 8 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 8 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 85,374.37 ㎡、畑 13 件 149,817 ㎡、合計 21 件 235,191.37 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 63 ページから 67 ページまでの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 8 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 9 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 9 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 36,300 ㎡、畑 6 件 46,485 ㎡、合計 14 件 82,785 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、71 ページから 72 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 9 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 40 分］